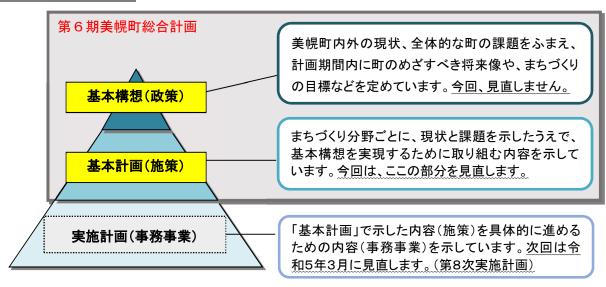
第6期美幌町総合計画基本計画(中期)の評価及び基本計画(後期)の策定について

第6期美幌町総合計画の計画期間は、平成28年度から令和8年度までとなって おり、令和4年度で基本計画(中期)の計画期間が終了することに伴い、基本計画 (後期)(令和5年度~令和8年度)を策定いたします。

策定に当たっては、進捗状況の確認及び効果検証結果を反映した計画とするため、 基本計画(中期)の評価を実施し、基本計画(後期)を作成します。

1 総合計画の体系



2 基本計画(中期)の評価及び基本計画(後期)の策定

(1) 基本計画(中期)の評価(進捗状況及び達成度)について

基本計画(後期)の策定にあたり、基本計画(中期)に掲載されている施策及び事務事業について進捗状況及び達成度を評価しました。

(2) 基本計画(後期)の策定について

町民まちづくりアンケートの結果や基本計画(中期)評価結果、今後の課題等を 踏まえて計画の見直しを行います。

3 美幌町総合計画審議会について

美幌町総合計画審議会の役割は、美幌町附属機関に関する条例第3条に基づき、町長の諮問に応じて、美幌町総合計画について審議し、意見を述べることとなっています。第1回美幌町総合計画審議会では、町長から皆様に委嘱状を交付し、基本計画(後期)の策定について審議会の会長へ諮問いたします。

第2回目以降の審議会において委員の皆様には「総務・教育」「民生」「経済・建設」 の分野別に3部会に分かれて審議していただきます。

審議に当たっては、同封の「第6期美幌町総合計画書」のほかに、第1回審議会で 配付させていただく資料を使用しますので、審議会の際にご持参ください。

4 報酬の支払いについて

会議に出席していただいた場合、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、1回につき5,600円の報酬をお支払いいたします。